

令和8年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領

登録講習機関
公益財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士または二級建築士、木造建築士は、3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う一級建築士定期講習または二級建築士定期講習、木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受講することが義務付けられています。

1) 講習案内

(1) 講習の概要

- ① 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習または二級建築士講習、木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けすることはできません。また、講義はDVDにより行います。
- ② DVD講習につきましては、会場でDVDを視聴の上、修了考査を受験します。
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合、修了考査を受験することはできません。
- ④ 建築設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はありません。
- ⑤ 原則インターネットによる受付のみとなります。
- ⑥ インターネット申込ができない事由がある方については、紙申込書を送付いたします。希望の方は、建築技術教育普及センター（以下「当センター」という。TEL 050-3645-2717）へお問合せください。

■ 講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	10分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	5時間
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40問、正誤方式	1時間
	二級建築士 ・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第3条に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目 ・35問、正誤方式	
	木造建築士 ・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式	

(2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980円

- ① 一度納付された受講手数料は、当センターの責により受講できなかつた場合を除き、返還しません。
- ② 申込内容の不備等により受講資格の確認ができない場合、受講手数料を返還します。

(3) 講習日及び講習地、講習実施時刻

- ① 希望する講習日及び講習地を選択してください。
- ② 講習の受付は申込順とします。一つの講習に受講希望者が集中した場合または極端に少ない場合、希望する講習日及び講習地で受講できない場合があります。
- ③ 当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので講習を担当する建築士会または建築士事務所協会（以下「各団体」という）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません）

(4) 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末営業日を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。未修了の方についてもその旨を通知します。また、修了証につきましては、申込時に作成されるマイページよりダウンロードして頂きます。
＊令和7年度より修了証は電子化され、紙媒体での発行は行いません。
- ③ 当センターのホームページに修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に当センターのホームページに掲載します。

2) 受講申込

(1) 受講資格

一級建築士または二級建築士、木造建築士

(2) 申込方法

インターネット受付 (<https://www.jaeic.or.jp/gyomu/teiki/houshiki.html>)

(3) 申込に必要なもの

建築士免許証または建築士免許証明書（以下「建築士免許証」という）

- ① WEBカメラでの撮影またはファイル(jpg等)のアップロードが必要となります。
- ② 建築士免許証等を再交付申請中の場合、申請先の建築士会より発行される証明書を撮影またはアップロードしてください。

■複数の建築士免許をお持ちの方へのご案内

複数の建築士免許をお持ちの方は、申込時に全ての建築士免許証等の写しを提出することにより、一度に複数の建築士定期講習を申し込んだものとして取り扱います。建築士定期講習修了と判定された場合、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴についてはそれぞれの建築士名簿に登録されます。*複数の建築士免許をお持ちの方で他の建築士免許証の提出がない場合、未提出分については建築士名簿に受講履歴の登録がされないため、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は12,980円（消費税込）となります。

(4) 申込に関する注意事項

- ① 申込内容に不備があるものは受付できません。
- ② 提出されたデータ（建築士免許証の画像等）についても、返還しません。
- ③ 車椅子を利用する方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へご連絡ください。ただし、障がいの程度や会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。
- ④ コンビニエンスストア決済を選択後、3日以内に支払が行われない場合、申込情報が自動削除されるため、ご注意ください。（削除された場合マイページ上で再度申込が必要となるため、ご自身のマイページをご確認ください。）

(5) 受講票

- ① 受講票は、マイページ上でダウンロードが可能です。
(連絡事項については、申込後ご登録のメールアドレス宛に送信されます。)

3) 受講申込後の変更等

(1) 受講申込後に申込内容が変更になった場合、マイページ上から変更してください。

氏名変更：常時申請可

ただし、変更時期により修了証に反映されない場合もあるため、あらかじめご了承ください。

住所変更：講習日前日まで変更可

(2) 講習日の変更

- ・講習日を変更する場合、変更期間があります。変更期間内の場合、マイページ上で変更が可能です。なお、変更可能な回数は当年度内5回までとなります。
- ・変更期間外で講習日の変更を希望する場合、当センターへお問合せください。

(3) 受講票の再発行

受講票を紛失した場合、講習会場で係員に顔写真付身分証明書（運転免許証等）を提示して、その旨を伝えてください。
受講票を再発行します。

4) 受講における注意事項

(1) 必ず携行するもの

受講票、筆記用具（HB黒鉛筆またはシャープペン、消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）

(2) テキスト

テキストは講習日に講習会場で配付します。修了検査時も参考可能です。

※令和6年度より国土交通省編集別冊テキスト（紙製）の配布は廃止となりました。

~~※当センターHPにてご案内しております「令和8年度建築士定期講習テキスト訂正表」については印刷物のみ持込を認めます。スマートフォン等電子機器での参照は不可です。~~

(3) 在席の確認

講義及び修了検査中に在席しているか否か確認します。離席が一定時間を超える場合、欠席扱いとなります。

(4) 無線通信機器

講義及び修了検査中に携帯電話等の無線通信機器を使用することは禁止されています。電源を切りカバン等にしまってください。なお、修了検査時に携帯電話等の無線通信機器を使用した場合、不正行為とみなされますので、ご注意ください。

(5) 講習会場での飲食及び喫煙

飲食及び喫煙については、講習会場での案内や係員の指示に従ってください。

(6) 講習内容の録音及び撮影

講習内容の録音及び撮影は禁止されています。

(7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、ご注意ください。電車やバス等の公共交通機関を利用して下さい。違法駐車で警察または講習会場の管理係等から撤去要請がある場合、講義時間または修了検査時間中に関わらず退室の上、当該車両を撤去するよう対応を依頼します。

※詳細は、受講希望日の講習を実施する各担当団体へ確認してください。

(8) C P D実績の登録

「建築士定期講習」は、建築C P D情報提供制度の対象講習として認定されています。建築C P D情報提供制度、各建築士会C P D制度、J I A C P D制度、建築設備士関係団体C P D協議会、建築施工管理C P D制度、A P E Cエンジニア、A P E Cアーキテクトの参加者は受講することにより、C P D実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない場合、当センターにご連絡ください。

7) 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習を修了した場合、入力された受講申込情報は国土交通大臣に提供され、修了者情報が建築士名簿に登録されます。
- ・入力された受講申込情報は、受講票の発行等建築士定期講習を円滑に実施するために利用します。また、当財団のデータベースに登録され、過去受講情報の照会、建築士定期講習の情報提供等に利用します。
- ・個人情報の取扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。
(https://www.jaeic.or.jp/other_info/jaeic-privacypolicy.html)

■講習実施団体お問合せ先一覧

講習会場の案内等（公共交通機関や駐車場等）については各担当団体にお問い合わせください。

■お問合せ先

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル 050 (3645) 2717
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20	建築会館 5F 03 (3456) 2061
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6	八丁堀 NF ビル 6F 03 (3552) 1281

■都道府県建築士会

団体名	電話番号
(一社) 北海道建築士会	011 (251) 6076
(一社) 青森県建築士会	017 (773) 2878
(一社) 岩手県建築士会	019 (654) 5777
(一社) 宮城県建築士会	022 (298) 8037
(一社) 秋田県建築士会	018 (827) 3718
(一社) 山形県建築士会	023 (643) 4568
(公社) 福島県建築士会	024 (523) 1532
(一社) 茨城県建築士会	029 (305) 0329
(一社) 栃木県建築士会	028 (639) 3150
(一社) 群馬県建築士会	027 (252) 2434
(一社) 埼玉県建築士会	048 (861) 8221
(一社) 千葉県建築士会	043 (202) 2100
(一社) 東京建築士会	03 (3527) 3100
(一社) 神奈川県建築士会	045 (201) 1284
(一社) 山梨県建築士会	055 (233) 5414
(公社) 長野県建築士会	026 (235) 0561
(公社) 新潟県建築士会	025 (378) 5666
(公社) 富山県建築士会	076 (482) 4446
(一社) 石川県建築士会	076 (244) 2241
(一社) 福井県建築士会	0776 (24) 8781
(公社) 岐阜県建築士会	058 (215) 9361
(公社) 静岡県建築士会	054 (254) 9381
(公社) 愛知県建築士会	052 (201) 2201
(一社) 三重県建築士会	059 (226) 0109
(公社) 滋賀県建築士会	077 (522) 1615
(一社) 京都府建築士会	075 (211) 2857
(公社) 大阪府建築士会	06 (6947) 1961
(公社) 兵庫県建築士会	078 (327) 0885
(一社) 奈良県建築士会	0742 (30) 3111
(一社) 和歌山県建築士会	073 (423) 2562
(一社) 鳥取県建築士会	0857 (32) 8777
(一社) 島根県建築士会	0852 (24) 2620
(一社) 岡山県建築士会	086 (223) 6671
(公社) 広島県建築士会	082 (244) 6830
(一社) 山口県建築士会	083 (922) 5114
(公社) 徳島県建築士会	088 (653) 7570
(一社) 香川県建築士会	087 (833) 5377
(公社) 愛媛県建築士会	089 (945) 6100
(公社) 高知県建築士会	088 (822) 0255
(公社) 福岡県建築士会	092 (441) 1867
(一社) 佐賀県建築士会	0952 (26) 2198
(一社) 長崎県建築士会	095 (828) 0753
(公社) 熊本県建築士会	096 (383) 3200
(公社) 大分県建築士会	097 (532) 6607
(一社) 宮崎県建築士会	0985 (27) 3425
(公社) 鹿児島県建築士会	099 (222) 2005
(公社) 沖縄県建築士会	098 (879) 7727

■都道府県建築士事務所協会

団体名	電話番号
(一社) 北海道建築士事務所協会	011 (788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	017 (773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	019 (651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	022 (223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	018 (865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	023 (615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	024 (521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	029 (305) 7771
(一社) 栃木県建築士事務所協会	028 (621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	027 (255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	048 (864) 9313
(公社) 千葉県建築士事務所協会	043 (224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	03 (3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	045 (228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	055 (225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	026 (225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	025 (265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	076 (442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	076 (244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	0776 (54) 1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	054 (255) 8931
(公社) 愛知県建築士事務所協会	052 (201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	059 (226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	077 (526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	075 (334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	06 (6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	078 (351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	0742 (34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	073 (432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	0857 (23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	0852 (23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	086 (231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	082 (221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	083 (925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	088 (652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	087 (812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	089 (945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	088 (825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	092 (473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	0952 (22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	095 (826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	096 (371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	097 (537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	0985 (29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	099 (251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	098 (879) 1311

当センターホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。<https://www.jaeic.or.jp/>